

監査報告書

2020年5月23日

学校法人 関西外国語大学
理事長 谷本 榮子 殿

学校法人 関西外国語大学

監事

小寺正一 

監事

宗吉勝正 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人関西外国語大学の寄附行為第14条の規程に従い、学校法人関西外国語大学の平成31(2019)年度〔平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日まで〕の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査をしました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席すると共に、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧すると共に、会計監査人と連携し、計算書類について検討する等、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人関西外国語大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）、並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上